

参考資料

【消火設備、避難設備等の設置基準、消防法施行令関係条文】

1. 消火設備に関する基準

(消火器具に関する基準)

第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一（一）項イ、（二）項、（六）項イ（１）から（３）まで及びロ、（十六の二）項から（十七）項まで並びに（二十）項に掲げる防火対象物

（以下略）

(屋内消火栓設備に関する基準)

第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一（一）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

（以下略）

3 前二項に規定するもののほか、屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第一項第二号及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（十二）項イ又は（十四）項に掲げる防火対象物に係るものに限る。）並びに第一項第五号に掲げる防火対象物又はその部分 次に掲げる基準

イ 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ロ 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。こと。

ハ 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に二・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

ニ 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が百三十リットル毎分以上の性能のものとする。こと。

ホ 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

ヘ 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

二 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分で、前号に掲げる防火対象物又はその部分以外のもの 同号又は次のイ若しくはロに掲げる基準

イ 次に掲げる基準

- (1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。
- (2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。
- (3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。
- (4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- (5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものとする。
- (6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

□ 次に掲げる基準

- (1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。
- (2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。
- (3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。
- (4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- (5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上の性能のものとする。
- (6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

4 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備を次条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条若しくは第二十条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分（屋外消火栓設備及び動力消防ボ

ンプ設備にあつては、一階及び二階の部分に限る。)について屋内消火栓設備を設置しないことができる。

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ハ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

二 別表第一(一)項に掲げる防火対象物(次号及び第四号に掲げるものを除く。)で、舞台部(舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。以下同じ。)の床面積が、当該舞台が、地階、無窓階又は四階以上の階にあるものにあつては三百平方メートル以上、その他の階にあるものにあつては五百平方メートル以上のもの
(該当なし)

三 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十六)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの(総務省令で定める部分を除く。)
(該当なし)

四 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項及び(六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの
(該当なし)

(以下略)

(水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物)

第十三条 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該下欄に掲げるもののいずれかを設置するものとする。

(該当なし)

(以下略)

(屋外消火栓設備に関する基準)

第十九条 屋外消火栓設備は、別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物で、床面積(地階を除く階数が一であるものにあつては一階の床面積を、地階を除く階数が二以上であるものにあつては一階及び二階の部分の床面積の合計をいう。第二十七条

において同じ。)が、耐火建築物にあつては九千平方メートル以上、準耐火建築物(建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)にあつては六千平方メートル以上、その他の建築物にあつては三千平方メートル以上のものについて設置するものとする。

(該当なし)

- 2 同一敷地内にある二以上の別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものは、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。

(該当なし)

(以下略)

(動力消防ポンプ設備に関する基準)

第二十条 動力消防ポンプ設備は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分について設置するものとする。

一 第十一条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分

二 前条第一項の建築物

- 2 第十一条第二項の規定は前項第一号に掲げる防火対象物又はその部分について、前条第二項の規定は前項第二号に掲げる建築物について準用する。

3 動力消防ポンプ設備は、法第二十一条の十六の三第一項の技術上の規格として定められた放水量(次項において「規格放水量」という。)が第一項第一号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものにあつては〇・二立方メートル毎分以上、同項第二号に掲げる建築物に設置するものにあつては〇・四立方メートル毎分以上であるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から一の水源地までの水平距離が、当該動力消防ポンプの規格放水量が〇・五立方メートル毎分以上のものにあつては百メートル以下、〇・四立方メートル毎分以上〇・五立方メートル毎分未満のものにあつては四十メートル以下、〇・四立方メートル毎分未満のものにあつては二十五メートル以下となるように設けること。

二 動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が当該動力消防ポンプの規格放水量が〇・五立方メートル毎分以上のものにあつては百メートル、〇・四立方メートル毎分以上〇・五立方メートル毎分未満のものにあつては四十メートル、〇・四立方メートル毎分未満のものにあつては二十五メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとする。

三 水源は、その水量が当該動力消防ポンプを使用した場合に規格放水量で二十分間放水することができる量(その量が二十立方メートル以上となることとなる場合にあつては、二十立方メートル)以上の量となるように設けること。

四 動力消防ポンプは、消防ポンプ自動車又は自動車によつて牽引されるものにあつては水源からの歩行距離が千メートル以内の場所に、その他のものにあつては水源の直近の場所に常置すること。

5 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に次の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に定めるところにより設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。

一 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋外消火栓設備を前条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

二 第一項第一号に掲げる防火対象物の一階又は二階に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

三 第一項第二号に掲げる建築物の一階又は二階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第三款 警報設備に関する基準

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項二、(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(十三)項ロ並びに(十七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項八に掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

二 別表第一(九)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が二百平方メートル以上のもの

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イから八まで、(三)項、(四)項、(六)項イ(4)及び二、(十六)項イ並びに(十六の二)項に掲げる防火対象物

(以下略)

2 前項に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自動火災報知設備の警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。次号において同じ。)は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとする。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

二 一の警戒区域の面積は、六百平方メートル以下とし、その一辺の長さは、五十メートル以下(別表第三に定める光電式分離型感知器を設置する場合にあつては、百メートル以下)とすること。ただし、当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見通すことができる場合にあつては、その面積を千平方メートル以下とすることができる。

三 自動火災報知設備の感知器は、総務省令で定めるところにより、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。ただし、主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては、天井裏の部分に設けないことができる。

四 自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

(以下略)

(ガス漏れ火災警報設備に関する基準)

第二十一条の二 ガス漏れ火災警報設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分(総務省令で定めるものを除く。)に設置するものとする。

(該当なし)

(以下略)

(漏電火災警報器に関する基準)

第二十二条 漏電火災警報器は、次に掲げる防火対象物で、間柱若しくは下地を準不燃材料(建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下この項において同じ。)以外の材料で造つた鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造つた鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造つた鉄網入りの天井を有するものに設置するものとする。

一 別表第一(十七)項に掲げる建築物

二 別表第一(五)項及び(九)項に掲げる建築物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

三 別表第一(一)項から(四)項まで、(六)項、(十二)項及び(十六の二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

(該当)

(以下略)

2 前項の漏電火災警報器は、建築物の屋内電気配線に係る火災を有効に感知することができるように設置するものとする。

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。

ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

一 別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(十六の二)項並びに(十六の三)項に掲げる防火対象物

二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ(4)、八及び二、(十二)項並びに(十七)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

(以下略)

3 第一項各号に掲げる防火対象物(同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(五)項イ並びに(六)項イ(4)及び八に掲げるものを除く。)に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

(非常警報器具又は非常警報設備に関する基準)

第二十四条 非常警報器具は、別表第一(四)項、(六)項ロ、八及び二、(九)項ロ並びに(十二)項に掲げる防火対象物で収容人員が二十人以上五十人未満のもの(次項に掲げるものを除

く。)に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報知設備又は非常警報設備が第二十一条若しくは第四項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

2 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備は、次に掲げる防火対象物(次項の適用を受けるものを除く。)に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報知設備が第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

一 別表第一(五)項イ、(六)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物で、収容人員が二十人以上のもの

二 前号に掲げる防火対象物以外の別表第一(一)項から(十七)項までに掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が二十人以上のもの
(該当)

3 非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。

一 別表第一(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物

二 別表第一に掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)で、地階を除く階数が十一以上のもの又は地階の階数が三以上のもの

三 別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物で、収容人員が五百人以上のもの

四 前二号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物で収容人員が三百人以上のもの又は同表(五)項ロ、(七)項及び(八)項に掲げる防火対象物で収容人員が八百人以上のもの

(該当)

(以下略)

2. 避難設備に関する基準

(避難器具に関する基準)

第二十五条 避難器具は、次に掲げる防火対象物の階(避難階及び十一階以上の階を除く。)に設置するものとする。

一 別表第一(六)項に掲げる防火対象物の二階以上の階又は地階で、収容人員が二十人(下階に同表(一)項から(四)項まで、(九)項、(十二)項イ、(十三)項イ、(十四)項又は(十五)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、十人)以上のもの

二 別表第一(五)項に掲げる防火対象物の二階以上の階又は地階で、収容人員が三十人(下階に同表(一)項から(四)項まで、(九)項、(十二)項イ、(十三)項イ、(十四)項又は(十五)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、十人)以上のもの

三 別表第一(一)項から(四)項まで及び(七)項から(十一)項までに掲げる防火対象物の二階以上の階(主要構造部を耐火構造とした建築物の二階を除く。)又は地階で、収容人員が五十人以上のもの

四 別表第一(十二)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の三階以上の階又は地階で、収容人員が、三階以上の無窓階又は地階にあつては百人以上、その他の階にあつては百五十人以上のもの

五 前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる防火対象物の三階（同表（二）項及び（三）項に掲げる防火対象物並びに同表（十六）項イに掲げる防火対象物で二階に同表（二）項又は（三）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものにあつては、二階）以上の階のうち、当該階（当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていない階で、収容人員が十人以上のもの

2 前項に規定するもののほか、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる階には、次の表において同項各号の防火対象物の区分に従いそれぞれの階に適用するものとされる避難器具のいずれかを、同項第一号、第二号及び第五号に掲げる階にあつては、収容人員が百人以下のときは一個以上、百人を超えるときは一個に百人までを増すごとに一個を加えた個数以上、同項第三号に掲げる階にあつては、収容人員が二百人以下のときは一個以上、二百人を超えるときは一個に二百人までを増すごとに一個を加えた個数以上、同項第四号に掲げる階にあつては、収容人員が三百人以下のときは一個以上、三百人を超えるときは一個に三百人までを増すごとに一個を加えた個数以上設置すること。ただし、当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況により避難上支障がないと認められるときは、総務省令で定めるところにより、その設置個数を減少し、又は避難器具を設置しないことができる。

防火対象物	階	地階	二階	三階	四階又は五階	六階以上の階
前項第二号及び第三号の防火対象物		避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋

二 避難器具は、避難に際して容易に接近することができ、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離にあり、かつ、当該器具を使用するについて安全な構造を有する開口部に設置すること。

三 避難器具は、前号の開口部に常時取り付けておくか、又は必要に応じて速やかに当該開口部に取り付けることができるような状態にしておくこと。

(誘導灯及び誘導標識に関する基準)

第二十六条 誘導灯及び誘導標識は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置するものとする。ただし、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものについては、この限りでない。

一 **避難口誘導灯** 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに同表(五)項口、(七)項、(八)項、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項口に掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分

二 **通路誘導灯** 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに同表(五)項口、(七)項、(八)項、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項口に掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分

三 **客席誘導灯** 別表第一(一)項に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(一)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

四 誘導標識 別表第一(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物

2 前項に規定するもののほか、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 **避難口誘導灯**は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

二 **通路誘導灯**は、避難の方向を明示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に、避難上有効なものとなるように設けること。ただし、階段に設けるものにあつては、避難の方向を明示したものとすることを要しない。

三 **客席誘導灯**は、客席に、総務省令で定めるところにより計った客席の照度が0・ニルクス以上となるように設けること。

四 誘導灯には、**非常電源**を附置すること。

五 誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識とし、多数の者の目に触れやすい箇所に、避難上有効なものとなるように設けること。

(以下略)

3 第一項第四号に掲げる防火対象物又はその部分に避難口誘導灯又は通路誘導灯を前項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、第一項の規定にかかわらず、これらの誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。

3. 消防用水に関する基準

(消防用水に関する基準)

第二十七条 消防用水は、次に掲げる建築物について設置するものとする。

一 別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物で、その敷地の面積が二万平方メートル以上あり、かつ、その床面積が、耐火建築物にあつては一万五千平

方メートル以上、準耐火建築物にあつては一万平方メートル以上、その他の建築物にあつては五千平方メートル以上のもの（次号に掲げる建築物を除く。）

二 別表第一に掲げる建築物で、その高さが三十一メートルを超え、かつ、その延べ面積（地階に係るものを除く。以下この条において同じ。）が二万五千平方メートル以上のもの

2 同一敷地内に別表第一（一）項から（十五）項まで、（十七）項及び（十八）項に掲げる建築物（高さが三十一メートルを超え、かつ、延べ面積が二万五千平方メートル以上の建築物を除く。以下この項において同じ。）が二以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては一万五千平方メートル、準耐火建築物にあつては一万平方メートル、その他の建築物にあつては五千平方メートルでそれぞれ除した商の和が一以上となるものであるときは、これらの建築物は、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、消防用水の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 消防用水は、その有効水量（地盤面下に設けられている消防用水にあつては、その設けられている地盤面の高さから四・五メートル以内の部分の水量をいう。以下この条において同じ。）の合計が、第一項第一号に掲げる建築物にあつてはその床面積を、同項第二号に掲げる建築物にあつてはその延べ面積を建築物の区分に従い次の表に定める面積で除した商（一未満のはしたの数は切り上げるものとする。）を二十立方メートルに乗じた量以上の量となるように設けること。この場合において、当該消防用水が流水を利用するものであるときは、〇・八立方メートル毎分の流量を二十立方メートルの水量に換算するものとする。

建築物の区分		面積
第一項第一号に掲げる建築物	耐火建築物	七千五百平方メートル
	準耐火建築物	五千平方メートル
	その他の建築物	二千五百平方メートル
第一項第二号に掲げる建築物		一万二千五百平方メートル

二 消防用水は、建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が百メートル以下となるように設けるとともに、一個の消防用水の有効水量は、二十立方メートル未満（流水の場合は、〇・八立方メートル毎分未満）のものであつてはならないものとする。

三 消防用水の吸管を投入する部分の水深は、当該消防用水について、所要水量のすべてを有効に吸い上げることができる深さであるものとする。

四 消防用水は、消防ポンプ自動車が一メートル以内に接近することができるように設けること。

五 防火水槽には、適當の大きさの吸管投入孔を設けること。

【八千代座の市指定文化財】

八千代座に関する山鹿市指定文化財について、以下の通り列記する。

- ・東通用門（「東非常門」）[明治 43 年]
棟門、棧瓦（目板瓦）葺き。門扉・門の当初材が残る。
平成 13 年の大修理時に半解体修理を行い建設当初の姿に復原。
- ・東堀（通用口潜戸含む）[明治 43 年]
木造、真壁塗り、棧瓦（目板瓦）葺き。「東非常門」の西側に 8 間、東側に延 5 間
平成 13 年の大修理時に半解体修理を行い建設当初の姿に復原。
- ・稲荷社 [明治 34 年]
石造の祠、寄棟造り平入り、正面に木造の庇付、石積みの基壇の上に祀る。
- ・旧火鉢置き場棟（「火鉢蔵置場」）[明治 34 年建設か（明治 43 年、瓦葺きに改造）]
桁行 1 間半、梁間 2 間、切妻造、北面庇付、棧瓦（目板瓦）葺き。
平成 13 年の大修理時に全解体修理を行い瓦葺きに改造した時の姿に復原。
- ・東瓢箪池（「東泉水」）[明治 43 年]
無筋コンクリート製か、モルタル仕上げ。
平成 13 年の大修理時に補修工事を行い防水をやり直し、給排水暗渠を復旧整備。
- ・西瓢箪池（「西泉水」）[明治 43 年]
無筋コンクリート製、モルタル仕上げ。
平成 13 年の大修理時に復原工事を行い失われていた南半分を復し、給排水機能を復旧。
- ・構内排水石造側溝（「構内石造排水溝」）[井戸と同時期か]
両側に鍋田石（凝灰岩）の粗い縁石を並べ、底をコンクリートで均した簡略な溝。
平成 13 年の大修理時に復旧整備を行い井戸の流し場から集水枡に至る全長を復旧。
- ・東庭屋外井戸 [年代不明]
伝統的な石積みの井戸側でなく、ボーリングで掘削した井戸。
平成 13 年の大修理時の復旧整備では流し場を復原し、ポンプを仮据えしたのみで、井戸の再生までは行っていない。
- ・敷地外周排水石造側溝（「敷地北面石造側溝」）[明治 43 年か]
鍋田石で造った側溝。
平成 13 年の大修理時に補修工事で行い敷地北西から、旧「賄場」裏に至る範囲を復旧。
- ・東売店（「仕出シ場」）[明治 43 年、昭和 62 年取壊し]
桁行 3 間、梁間 4 間（実長 3 間）、切妻造、棧瓦葺き（目板瓦）
平成 13 年の大修理時に復原新築。
各種資料に基づき、可能な限り明治 43 年の構造形式に復原。
- ・西便所 [明治 43 年、昭和 62 年取壊し]
桁行 3 間、梁間 2 間、切妻造、棟に臭気抜き小屋根付き、棧瓦葺き（目板瓦）
平成 4 年に復原。現存する「東便所」に似せて、観客用の実用水洗トイレとして建設。

- ・西売店（「菓子小屋」）[明治 43 年、昭和 62 年取壊し]
桁行 3 間、梁間 4 間（実長 3 間）、切妻造、棧瓦葺（目板瓦）き
平成 13 年の大修理時に復原新築。可能な限り明治 43 年の構造形式に復原。

建造物以外

- ・八千代座文書一式
- ・八千代座大道具一式
- ・八千代座小道具一式
- ・八千代座保存古材一式
- ・八千代座敷地

【図・表リスト】

- 図 1-1 計画区域図
- 図 1-2 計画区域詳細図
- 図 1-3 建物配置・屋根伏図
- 図 1-4 1階平面図
- 図 1-5 2階平面図
- 図 1-6 南立面図
- 図 1-7 東立面図
- 図 1-8 西立面図
- 図 1-9 北立面図
- 図 1-10 東便所東立面図
- 図 1-11 東便所西立面図
- 図 1-12 東便所南立面図
- 図 1-13 東便所北立面図
- 図 1-14 西塀・門南立面図
- 図 1-15 西塀・門北立面図
- 図 1-16 東塀・門南立面図
- 図 3-1 「歴史的町並み地区」
(「山鹿市景観計画」より)
- 図 3-2 「山鹿湯まち地区」
(「歴史的風致維持向上計画」より)
- 図 3-3 環境保全区域図
- 図 3-4 建造物の区分設定図
- 図 3-5 建造物の区分設定図(拡大)
- 図 3-6 計画区域内建造物配置図
- 図 3-7 八千代座周辺の状況
- 図 4-1 防火管理区域範囲図
- 図 4-2 1階消火設備現況配置図
- 図 4-3 2階消火設備現況配置図
- 図 4-4 1階誘導灯現況配置図
- 図 4-5 2階誘導灯現況配置図
- 図 4-6 地下誘導灯現況配置図
- 図 4-7 構造補強施行箇所
- 図 4-8 構造補強詳細図
- 図 6-1 部分の設定図(内部・1階)
- 図 6-2 部分の設定図(内部・2階)
- 図 6-3 部分の設定図(内部・奈落)
- 図 6-4 部分の設定図(外部・正面)
- 図 6-5 部分の設定図(外部・背面)
- 図 6-6 部分の設定図(外部・西面)
- 図 6-7 部分の設定図(外部・東面)
- 表 4-1 消火設備、避難設備等の根拠法令一覧表
- 表 5-1 建造物の維持管理
- 表 6-1 修繕規模による修理届の緩和基準

その他

八千代座

一棟
 東京都山根町大字山根一四九番地
 山根町

八千代座は、温泉地として繁栄した山根町の市街地に所在する劇場で、明治四十三年（一九一〇）に建設された。この劇場の位置は、宝暦十三年（一七六三）の「山根町絵図」には、山根惣代会所と中村惣代会所とが並んで描いてある。

八千代座の建設にさいして、劇場建設組合が設立された。組合の資本金は、一万三千円で、一口二十円、六百口の出資を広く市内の商家など有志にもとめた。明治四十三年三月六日に組合の創立総会を開き、同年十月十七日に上棟式を行っているから、総会后、間もなく工事にとりかかったと考えられる。翌明治四十四年一月一日に落成式を執り行い、十一日から初芝居が開演された。

建設当時の劇場の総建坪数は三四七坪、建築費は一万九百五十二円余であった。設計、施工とも地元のものがある。なお施工にさいして、大工、石材、左官工事などは請負工事としている。

劇場は、東西道路に面して南面して建ち、建物の東西両側に土塼を作つて敷地を区画している。敷地内にかつては、仕出場、菓子小販、雨



八千代座

場などの附属建物があった。

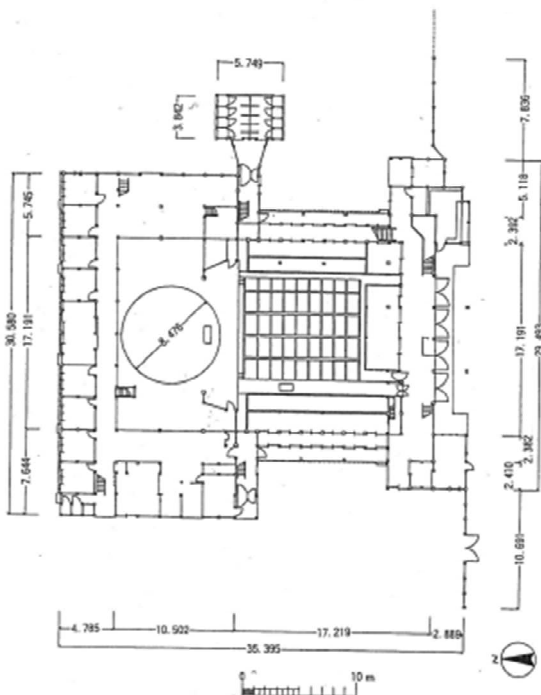
建物は正面九間（二七・二メートル）、側面十三間半（二五・八メートル）を本體とし、入母屋造、妻入、檼瓦葺の大屋根をかけ、舞台および客席とし、この周間に棧瓦葺の庇等を設けて、出入口、楽屋、道具置場など、劇場に必要な諸施設を配している。

正面の庇下は、前面中央部を吹放しの縁とし、その奥の玄関広間との間全面に格子付の板戸を開く。縁の両側に下足預り、その外側に喫煙室

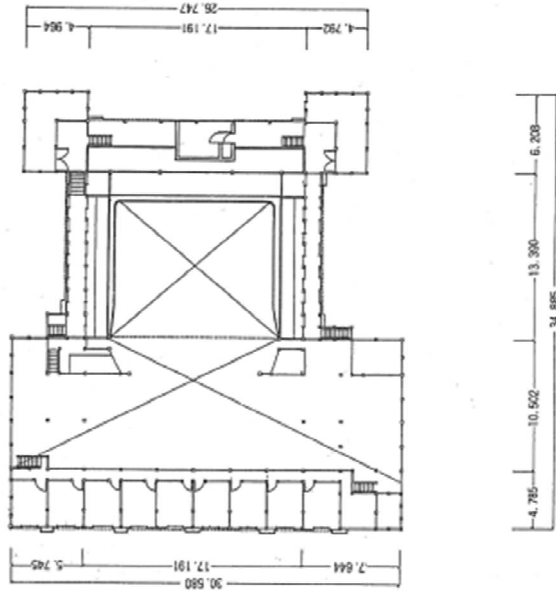
を設ける。玄関広間の西端近くに二階客席に昇る階段があり、階段を昇つたところにそれを休息室が設けられている。この休息室は、正面の庇屋根上に本體から突出した形で左右対称に作られ、入母屋造の屋根を正面にみせている。また正面の楽屋に太鼓機が設けられている。

客席平場および通込場は、前方に傾斜した臺敷で、平場は拵敷である。客席の定員は全体で二七四名である。平場の舞台に向かつて左手にスポンをもつ花道、右手に飯花道がある。一、二階楼敷および向棧敷も臺敷で、二階周間は手摺を巡らし、その下は鉄柱で支えられている。客席階の前面階間に二段に付く庇部分は、客席および歩道にあてられている。舞台は間口九間（二七・二メートル）、奥行五間半（一〇・五メートル）の広さがあり、その前面左右に簾子、語り部屋を配し、中央には直径八・四メートルの廻り舞台を設ける。廻り舞台にはセリがある。廻り舞台がまわる周間のレールには「KRUPP1910.11」の彫刻がある。舞台上のぶどう棚も現存する。廻り舞台下は周間に切石積とした窓枠で、後方に下り口の階段がある。窓枠は、花道下の朝雲切石積の通縁で客席後方の鳥居へ通じている。舞台の両側の下層には大道具、小道具置場、背後の下層は二階建てで、一、二階とも廊下をくぐって、障子室や楽屋を配され、両側に階段、楽屋扉所が設けられている。

なお、客席の天井は桧天井であるが、この名



八千代座平面図



八千代座平面図（二階）

格間および周間の小壁に彩色された広告が描かれていた。広告の下絵の一部が保存されている（口絵参照）。

客席階席の両側に別棟俣所があり、そこに用いられているタイルは時代をよく現わしている。俣所は渡り廊下でつながれていた。ただ西

側のものは取り壊されて現在は東側のもののみが残る。

八千代座は、江戸時代の伝統を受け継いだ明治時代末期の建築になる本格的な芝居小屋で、舞台廻りの設備や客席など全般的に保存状況が良好であり、この種の建築が減少なくなった現在では希少価値もある。その設計、施工は地元の人達によって行われているが、小屋組に大工

パンの洋小屋を採用し、それをよくこなしており、技術的な面でも高く評価される。なお、建設事情を記す書類や棟札等も保存されている。

第2次八千代座整備構想

「本物」の景観整備への提案

平成19年3月



「修理工事報告書」より

目次

第2次八千代座整備構想の目的と背景 はじめに.....	2
1. 第2次八千代座整備の意義.....	2
2. 都市計画との連携.....	3
3. ソフト事業.....	4
第2次八千代座整備構想の検討.....	5
第2次八千代座整備構想案.....	7
八千代座付帯施設の復原整備(旧事務所、踊り場).....	9
ふれあい広場の整備.....	11
八千代座本体の空調設備.....	14
第2次八千代座整備構想全体工程表.....	20
第2次八千代座整備構想工事費・設計監理費概算額.....	21
参考資料.....	22



「修理工事報告書」より

第2次八千代座整備構想の目的と背景

はじめに

八千代座の所在する山鹿市は、古くから水陸交通の要衝であった。

江戸時代に熊本の城下と豊前小倉を結んだ豊前街道沿いに八千代座は大規模で、複雑な屋根形式の棧瓦葺木造の建物として、目を引いている。

山鹿は、近世から明治時代まで、有明海に通じる菊池川の水上交通の要で産物の集散地として、商工業が盛んになり、所在の米を利用して、酒、醤油等の製造がされ、商業も栄え、参勤交代の宿場、温泉の湯町として、豊前街道に沿って発展繁栄をしてきた。

明治時代の山鹿は、熊本県北の商工業の中心都市となった。山鹿温泉の大改築、山鹿鉄道が布設され、娯楽施設としての八千代座が建設された。八千代座が最も繁昌したのは、大正中期から昭和の初期にかけてと云われている。

戦時体制に入ると、銃後の国民を励ます慰安会等が催され、戦後は娯楽施設のない時代で、どんな興行も当たらない時代であった。しかし、昭和30年後半になると、高度成長の時代となりテレビや娯楽施設が多くなったことで、芝居興行は下火となった。昭和40年には興行はなくなり、八千代座の軀身が解体かという状況にまでなった。幸い、市民の中に保存を望む声が上がると、所有権が山鹿市に移譲され、昭和60年に山鹿市重要文化財に指定され、昭和63年江戸時代の様式を受け継ぐ本格的な芝居小屋としての価値が認められる。そして、第1次整備工事として国庫並びに熊本県から補助を受け、平成8年から平成13年の60ヶ月の工事期間で本館の保存修理を主体とした整備を行った。

1. 第2次八千代座整備の意義

八千代座は1次整備事業の後、「活きた芝居小屋」として、活発に使われており、多くの観光客を誘致すること併せて山鹿市の象徴的存在となっている。

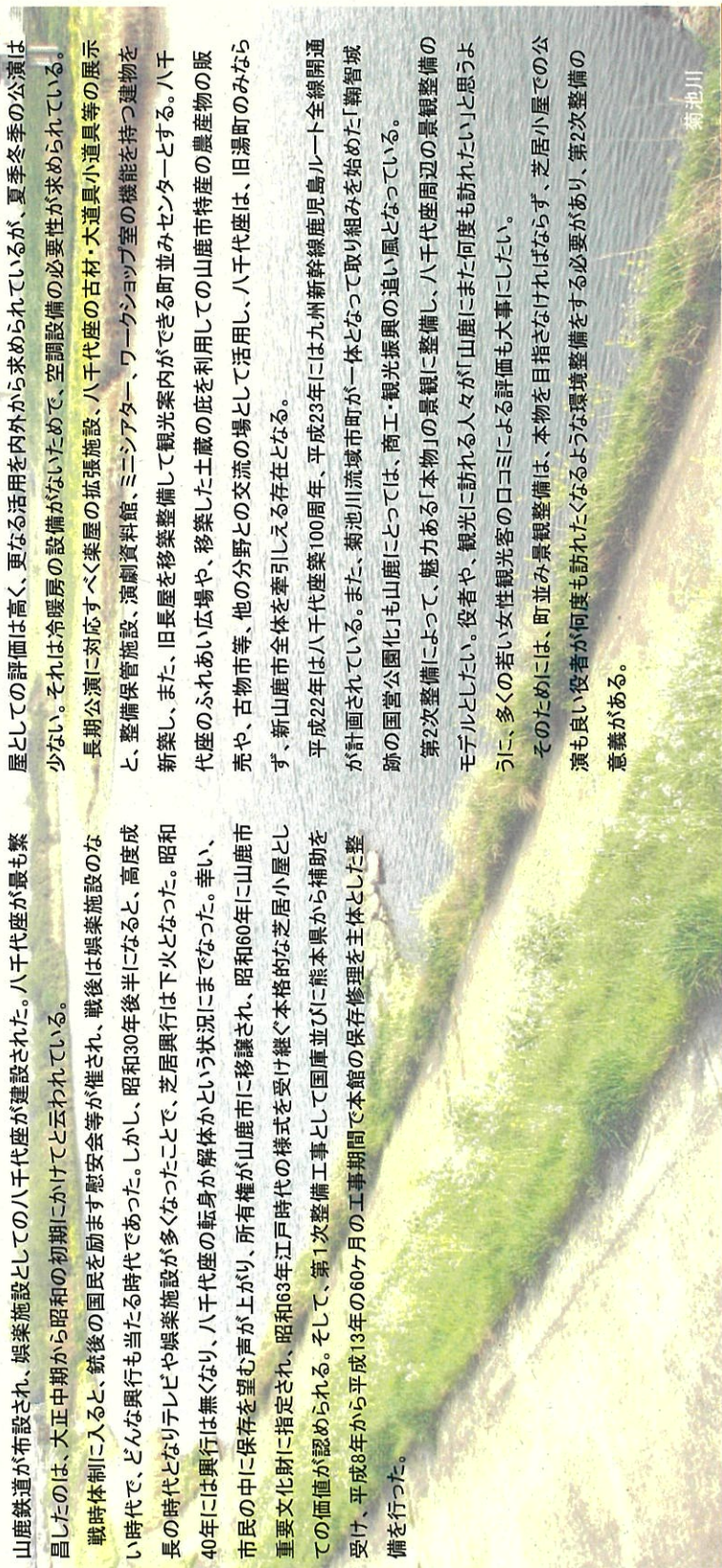
今後、第1次整備で成し遂げられなかった課題を実現することによって、八千代座にさらに大きな役割を果たせたい。第1次整備は、施設全体の整備までには至らなかった。敷地内にある創建時と考えられる「旧事務所」と、古写真に写っているが今は取り壊されている「熊い場」は、復原整備されることが待ち望まれている。整備された際には、建設当初の場所に存在する芝居小屋本体と、その付帯施設まで揃った全国唯一の国指定の重要文化財として、更に価値が高まる。また、本物の芝居小屋としての評価は高く、更なる活用を内外から求められているが、夏冬季の公演は少ない。それは冷暖房の設備がないため、空調設備の必要性が求められている。

長期公演に対応すべく楽屋の拡張施設、八千代座の古材・大道具小道具等の展示と、整備保管施設、演劇資料館、ミニシアター、ワーケーション室の機能を持つ建物等新築し、また、旧長屋を移築整備して観光案内ができる町並みセンターとする。八千代座のふれあい広場や、移築した土蔵の庇を利用しての山鹿市特産の農産物の販売や、古物市等、他の分野との交流の場として活用し、八千代座は、旧湯町のみならず、新山鹿市全体を牽引しうる存在となる。

平成22年は八千代座築100周年、平成23年には九州新幹線鹿児島ルート全線開通が計画されている。また、菊池川流域市町が一体となって取り組みを始めた「鞠智城跡の国営公園化」も山鹿にとっては、商工・観光振興の追い風となっている。

第2次整備によって、魅力ある「本物」の景観を整備し、八千代座周辺の景観整備のモデルとしたい。役者や、観光に訪れる人々が「山鹿にまた何度も訪れたい」と思うように、多くの若い女性観光客の口コミによる評価も大事にしたい。

そのためには、町並み景観整備は、本物を目指さなければならず、芝居小屋での公演も良い役者が何度も訪れたいような環境整備をする必要があり、第2次整備の意義がある。



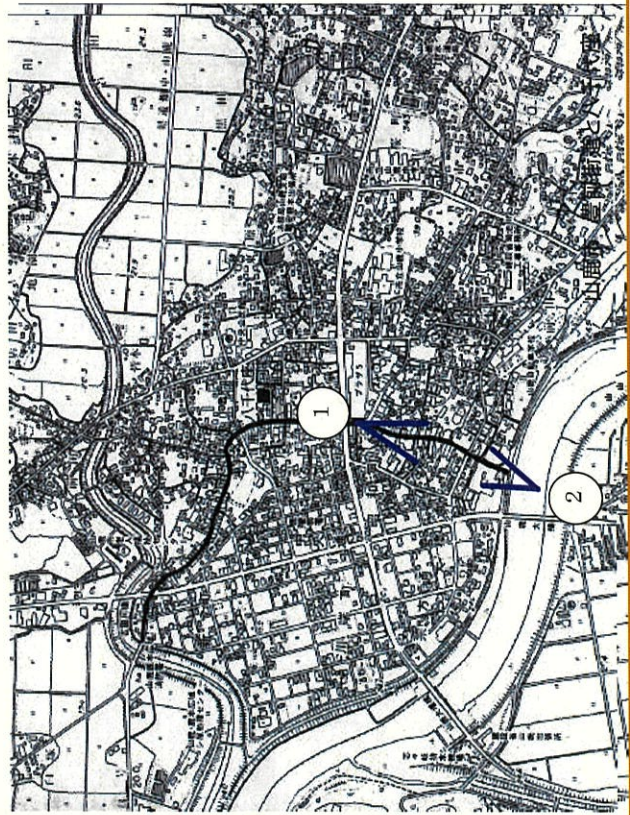
第2次八千代座整備構想の目的と背景

2. 都市計画との連携

現在、山鹿市においては都市計画の分野で景観形成条例等の見直し作業が行われている。従来の景観形成条例による景観誘導は、九日町・下町において大きな成果を上げてきているが、一方で、文化財としての視点からは山鹿にはあり得ない建物を創作してしまう危険性が、看過できない問題としてあげられる。

これを解消するには「本物」を手本として提供する以外に途はなく、山鹿においては八千代座こそがそれを担うにふさわしい存在である。よって、伝建条例の導入または現行条例に対する改善案の提供につながるよう、八千代座及び関連建物が持つ景観要素が重要である。

従って関連建物が町並み、町並みの景観に調和するような基準寸法や外觀意匠・材料・工法・仕様・工期に則り設計施工することが、本物につながる。



1 豊前街道を望む。
景観条例に基づいた修景が行われている。

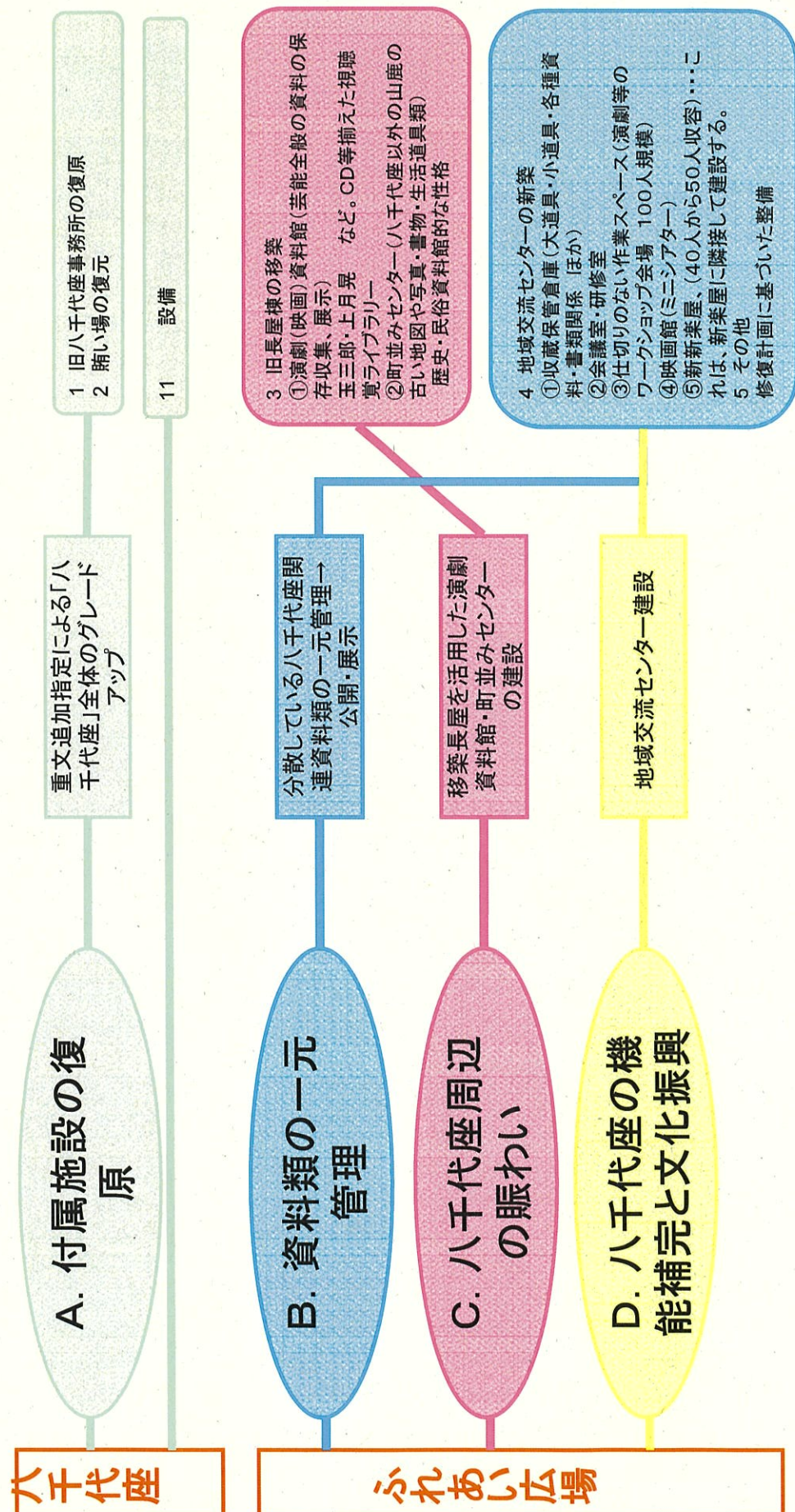


2 豊前街道を望む。町並みが美しい。

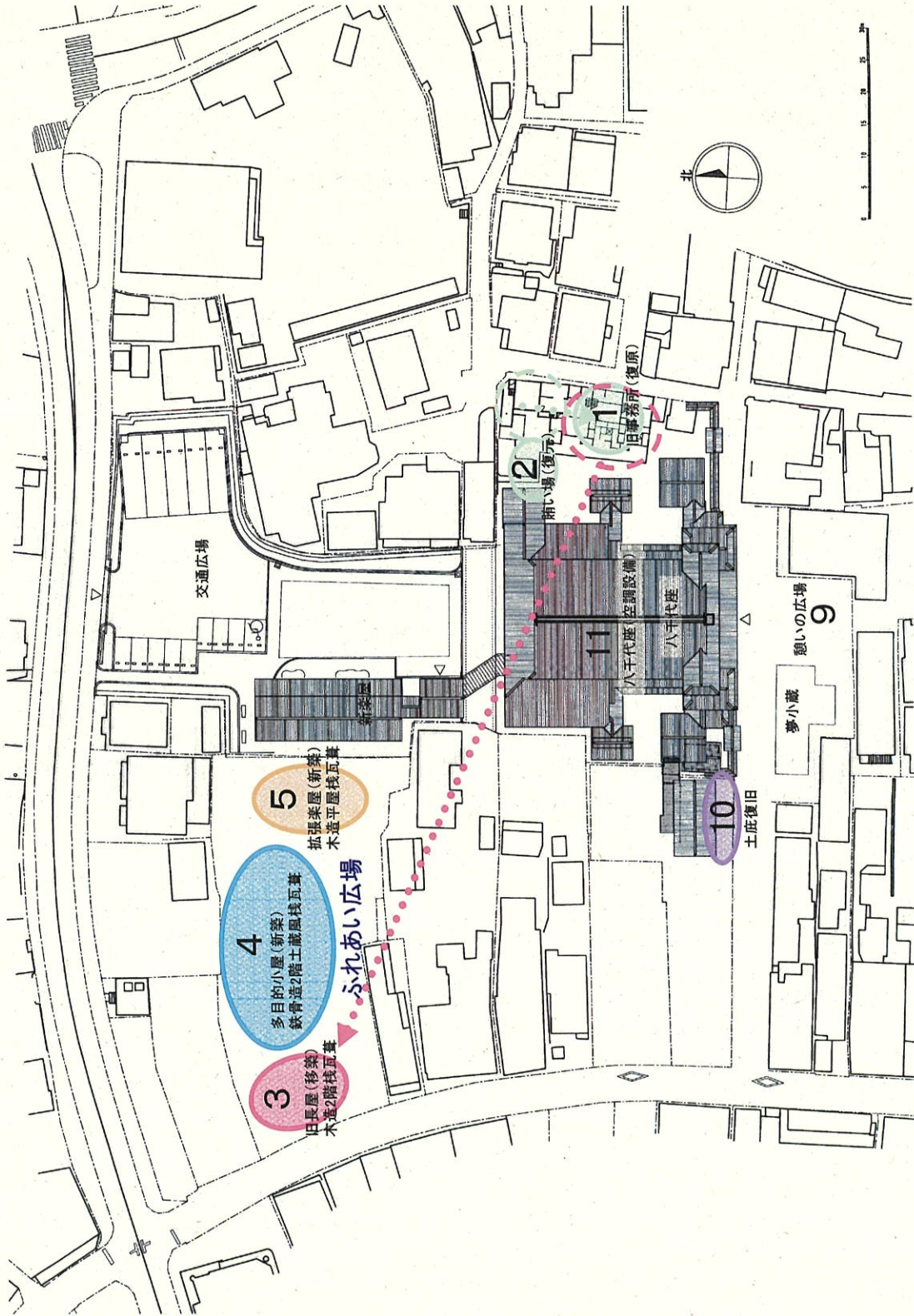
第2次八千代座整備構想の検討

No.	建築物等	A案	B案	C案	D案	提案
6	演劇資料館		演劇資料館(芸能全般の博物館・資料館的要素を持ち、存在価値のある九州唯一の演劇資料館(仮称))。芸術・文化の分野で、山面にゆかりのある人物の珍しい資料・貴重な資料を収集・保存・管理する機能と、訪れる人々に歴史・公開・演劇玉三郎や上月昇などの写真や、使用した物品の展示、ビデオテープやCD、DVDなどを見ることが出来る空間、複製資料ライブラリーの機能も果たすことが出来る。芸能全般の博物館・資料館的要素を持ち、存在価値のある九州唯一の演劇資料館(仮称)を目指す。			
7	展示・ミニシアター棟			文化協会などの展示部門の発表の場とする展示機能を持つ。 古い映画などが買われる百貨店などのミニシアター。映画ばかりでなく、演劇などの委員会やワークショップなどを開催する。 八千代座公演のリハーサルを行う。異業者を八千代座に案内することが可能となる。	映画文化の復興継承を目的とした映画館。 ・演劇に関する展示、情報発信スペース。 ・演劇コミュニケーションを主としたワークショップスペース。	
8	夢小蔵	八千代座管理資料館(夢小蔵)は八千代座総合事務所とする。西側は林廊所とする。				
9	八千代座前敷地			八千代座の公演時や見学者に寄がくつづける空間として整備する。見学者や来客時の駐車場として利用できる。		駐車場、緑地の広場
10	便所棟の土庇復旧					便所棟の土庇を復旧し、農産物販売のイベントに活かす。
11	八千代座本体の空調設備		文化施設としての一面は観光施設としての一面を併せ持つ施設である八千代座に空調設備を導入整備し、夏季の見学者・利用者を確保する。			文化財へのダメージ、経費性、システムを比較すると、山鹿の都市ガスを利用できることから、ガス式ヒートポンプ/ハットアージ方式の設備が適していると考えられる。ハットアージ法は併用。
12	ソフト事業			安値で質のよい自主事業の開催。演劇ワークショップの開催。市民劇団の創設。八千代座狂言の普及。八千代座友の会事業の活性化。常設公演を企画し、観光客を誘致する。ツアー客、修学旅行の誘致。	文化観光要素として映画に着目し、計画の後の一部として、熊本市の映画館「電気館」に協働し常設映画館の実現を目指す。主に映画上映のノウハウを電気館が提供、市民団体が運営。今後2年ほどをかけて八千代座で映画上映を続け、山鹿での映画館成立の条件、可能性を探り市民中心の映画館運営母体の育成を行いたい。	

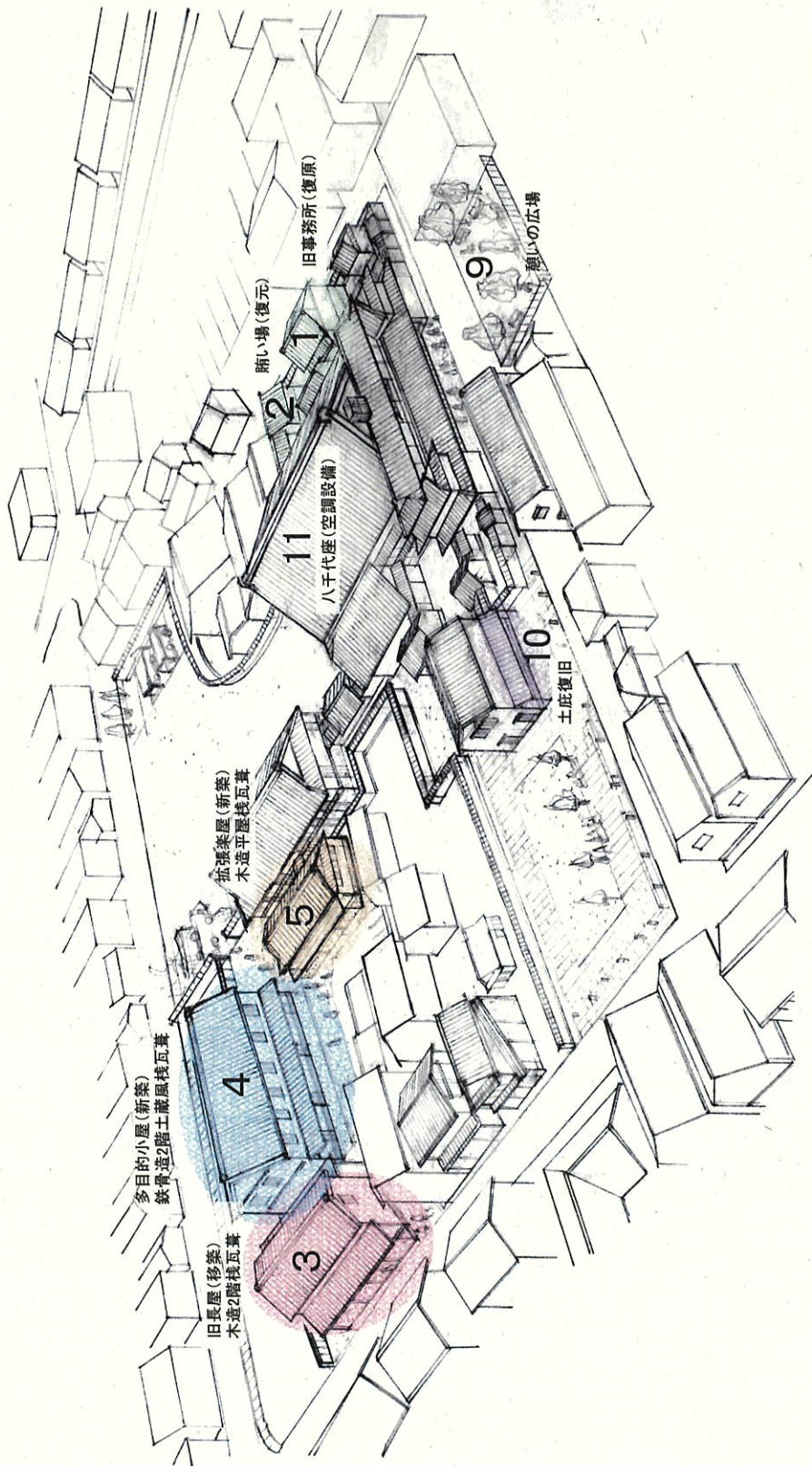
第2次八千代座整備構想の実現化に向けて



第2次八千代座整備構想案



第2次八千代座整備構想案



八千代座付帯施設の復原整備

八千代座は「平成の大修理」で葺ったものの、施設全体はまだ整っていない。
『創建当時の現地に残る、しかも芝居小屋本体だけでなく付帯施設まで揃った重要文化財八千代座』として、その価値の増大を図る。

1 旧事務所 — 市指定文化財 —

☆ 元の位置に復原する。

旧は現在の「長屋」の位置に建っていた。現在の所在地には「崩い場」があったが、昭和20年代末に取り壊し、その跡地へ曳き家したものである。



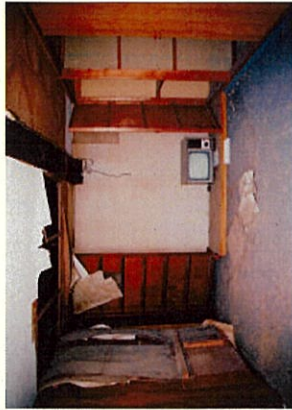
外観(北より見る)



外観(北東より見る)



内観(1階北側部屋)



内観(2階北側部屋)

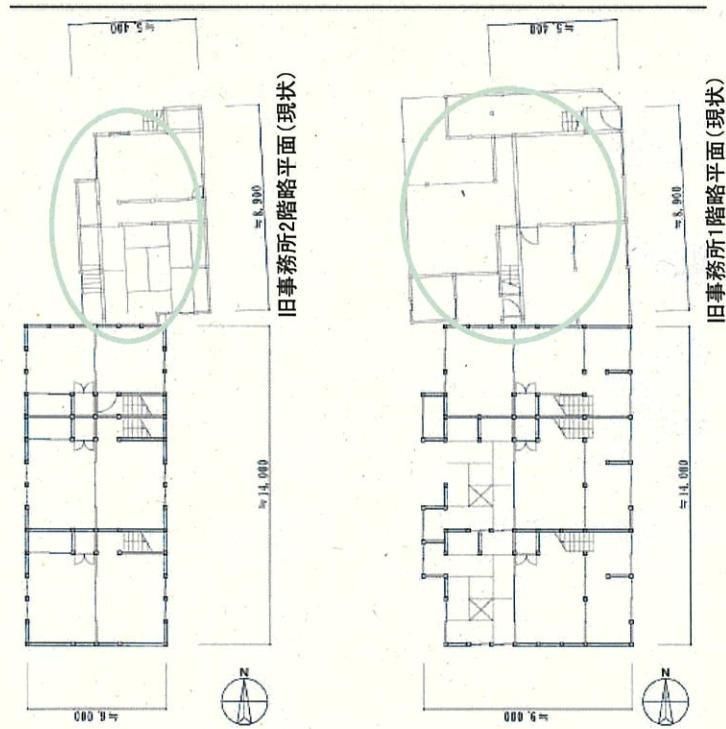


内観(2階南側部屋)



小屋裏

桁行4間半、梁間2間半、切妻造、2階建て、北面・西面庇付、棧瓦(目板瓦)葺き。
明治43年以前の建物、同43年に事務所に変更。
『八千代座建築解剖細書』に「吾五坪但シ事務所下家共二(古家仕次造作)参間ノ五間」とあり、八千代座以前から存在した建物を改修して事務所にしたことがわかる。



八千代座付帯施設の復原整備

『創建当時の現地に残る、しかも芝居小屋本体だけでなく付帯施設まで揃った重要文化財八千代座』として、その価値の増大を図る。

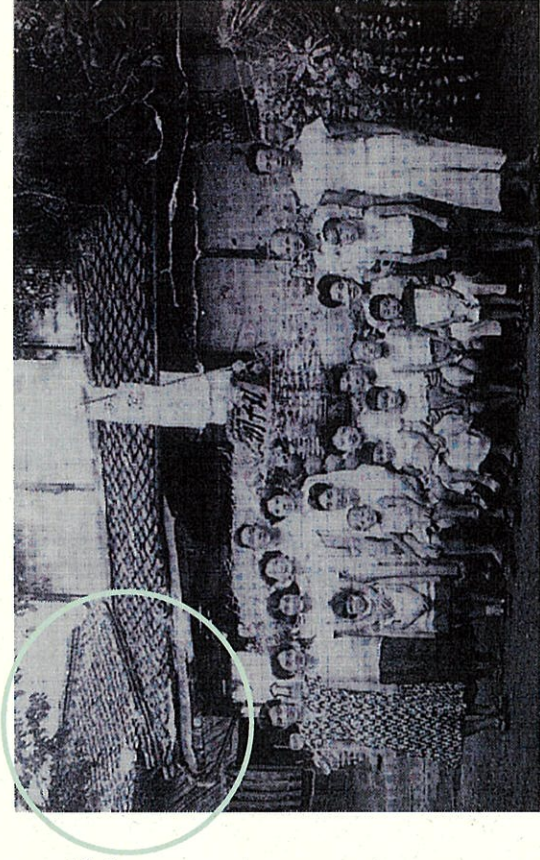
2 賄い場

☆ 発掘調査を行った後、賄い場を復元する。

旧事務所の現在地には、「賄い場」があった。昭和20年代末に取り壊された。昭和20年代の「事務所」曳き家する前の古写真に「賄い場」が移っている。事務所賄い場の渡廊下、風呂場があったことが『八千代座建築評教明細書』に記載されている。



新豊郡屋敷物置を北東から見る。賄い場の渡廊下が取り付いた跡が



昭和20年代の「事務所」曳き家する前の姿。画面左端に「賄い場」が写っている。

賄い場は、『八千代座建築評教明細書』に「巻貳坪、但シ賄場古家仕次、参間ノ四間」とある。
 右の古写真(修理工事報告書p212)から椼瓦葺きであることがわかる。
 賄い場の渡廊下は、『八千代座建築評教明細書』に「貳坪、但シ事務所賄場ノ渡リ廊下、参間ノ貳間」とある。
 さらに、『八千代座建築評教明細書』に「巻坪七合五勺、但シ風呂場トタシ屋根、参間五合ノ参間」とある。

2007/4/26

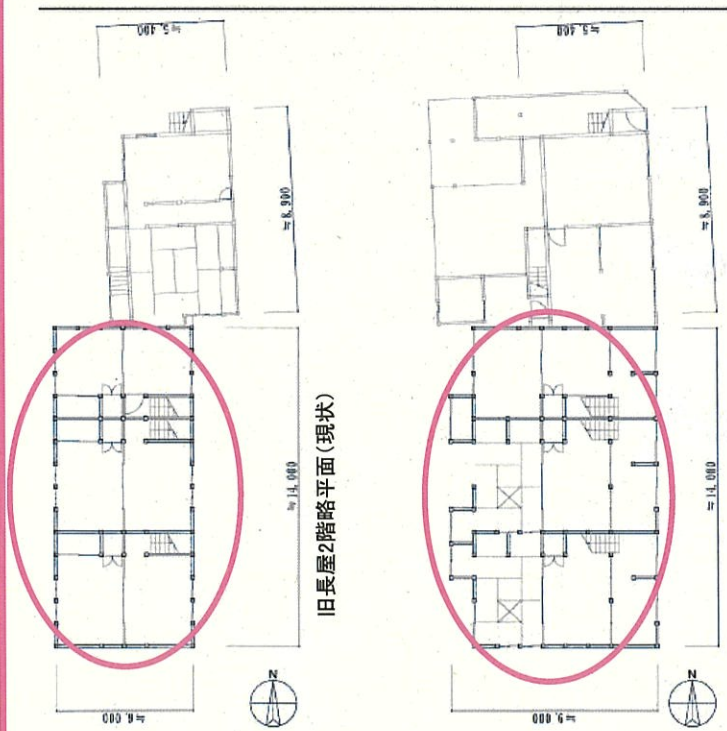
ふれあい広場の整備

八千代座を建設当時の付帯施設まで揃った芝居小屋に整備する際に解体される旧長屋を、豊前街道に平行した場所に移転することで、現在箇の抜けた構のような状況の景観上も決して好ましくない通称「ふれあい広場」の修景効果が期待できる。

3 旧長屋 ー 市指定文化財 ー

☆ 豊前街道沿いに移築し活用する。

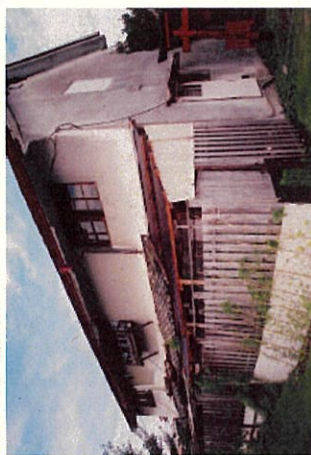
平成の大修理は大正12年(1923)当時の全盛期の姿に復原することを基本としている。この旧長屋は市内の古建築を昭和20年代末に、現在地に移築したもので、全盛期のものでない。



外観(南より見る)



外観(東より見る)



外観(南西より見る)

桁行7間、梁間2間半、切妻造、2階建、東面庇(1間巾)付、棧瓦(目板瓦)葺き。江戸時代末期～明治時代初期の建物か?昭和20年代末に現在地へ移築した。戦後に、八千代座組合が従業員の長屋(3所帯分)として建設したものである。「隋い場」を取り壊し「事務所」を北へ曳き屋して空けた土地に建てた。建物は、市内の古建築を移築したもので、軸部の構造形式から見ると、旧は土蔵建築であったと考えられる。

ふれあい広場の整備

大道具、小道具、資料、平成大修理時の古材など八千代座関連資料は、やむなく分散している。これらの貴重な資料を一元管理するとともに、展示、公開を行って活用を図る。ぽっかり空いた「ふれあい広場」の景観を山鹿の町並みに倣って補完する。

4 多目的小屋

☆ 外観は地元の大規模な酒蔵に倣って新築する。

貴重な資料を保存、整理、展示、公開する。
八千代座を補完する演劇などのワークショップの場、研修の場を確保する。



外観イメージ。千代の囷酒造



外観イメージ。吉田酒造工場（天聴）



外観イメージ。木屋本店



外観イメージ。木屋本店

5 拡張楽屋

☆ 拡張楽屋を新築する。

座長室レベルの楽屋が2部屋欲しい、楽屋が狭いと言う声に応えるべく、楽屋機能を備えた部屋を確保する。



ふれあい広場を西より見る。
新楽屋の隣に、これと調和するテザインの拡張楽屋を新築する。



豊前街道に面するふれあい広場。徳永医院より俯瞰する。
この空間は、山鹿の町並みに合う景観に補完されることが望まれる。

ふれあい広場の整備

第1次整備のやり残り、景観の補完、催し広場との連携のために便所棟の土庇を復旧する。

10 土庇復旧

☆ 便所棟の土庇を整備する。

便所棟は、以前ここにあった建物と同じ外観の土蔵を移築したものである。前回に土庇を整備できなかったもので、部材は格納されている。土庇が出来れば、明治44年の古写真とそっくりの外観になる。催し広場と連携し、土庇のところを朝市などを催せる。



催し広場、便所棟を西より見る。催し広場との連携で、山鹿の特産物や農産物等の販売が期待される。



南西より見る。現在の便所棟は、あるはずの土庇がなく、意匠的にバランスが取れていない。

2007/4/26

八千代座本体の空調設備

文化施設としての一面と観光施設としての一面を併せ持つ施設である八千代座に空調設備を導入整備し、夏冬の見学者・利用者確保する。



楽屋 (床置型空調機)



楽屋 (床置型空調機)



舞台 (床置ダクト空調機)



下棧敷 (天吊形空調機)

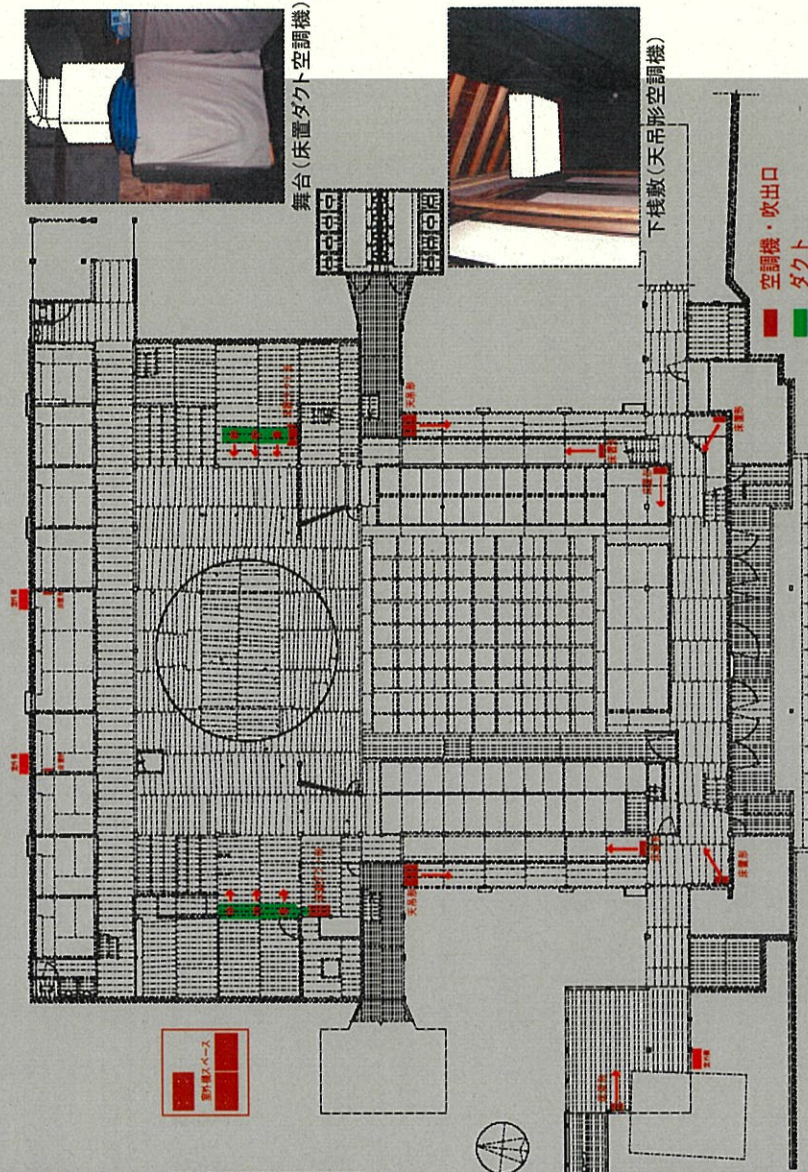


離れ (床置型空調機)

11 八千代座本体の空調設備

☆ 空調設備を完備する。

近年利用者の増加に伴って冷房施設設置の必要性が高まってきている。これまで冷暖房の空調設備がなく、見学者も利用者も夏冬は敬遠し、この時期の見学者・利用者の確保が懸案とされてきた。「第2次整備構想」でこの空調設備の導入整備を実現し、付帯施設の復原とともに八千代座の魅力アップに大いに貢献することが期待出来る。



1階平面図 (空調)

八千代座本体の空調設備



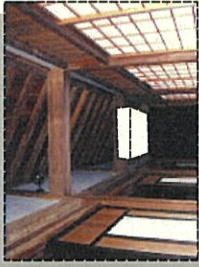
客席 (床置型空調機)



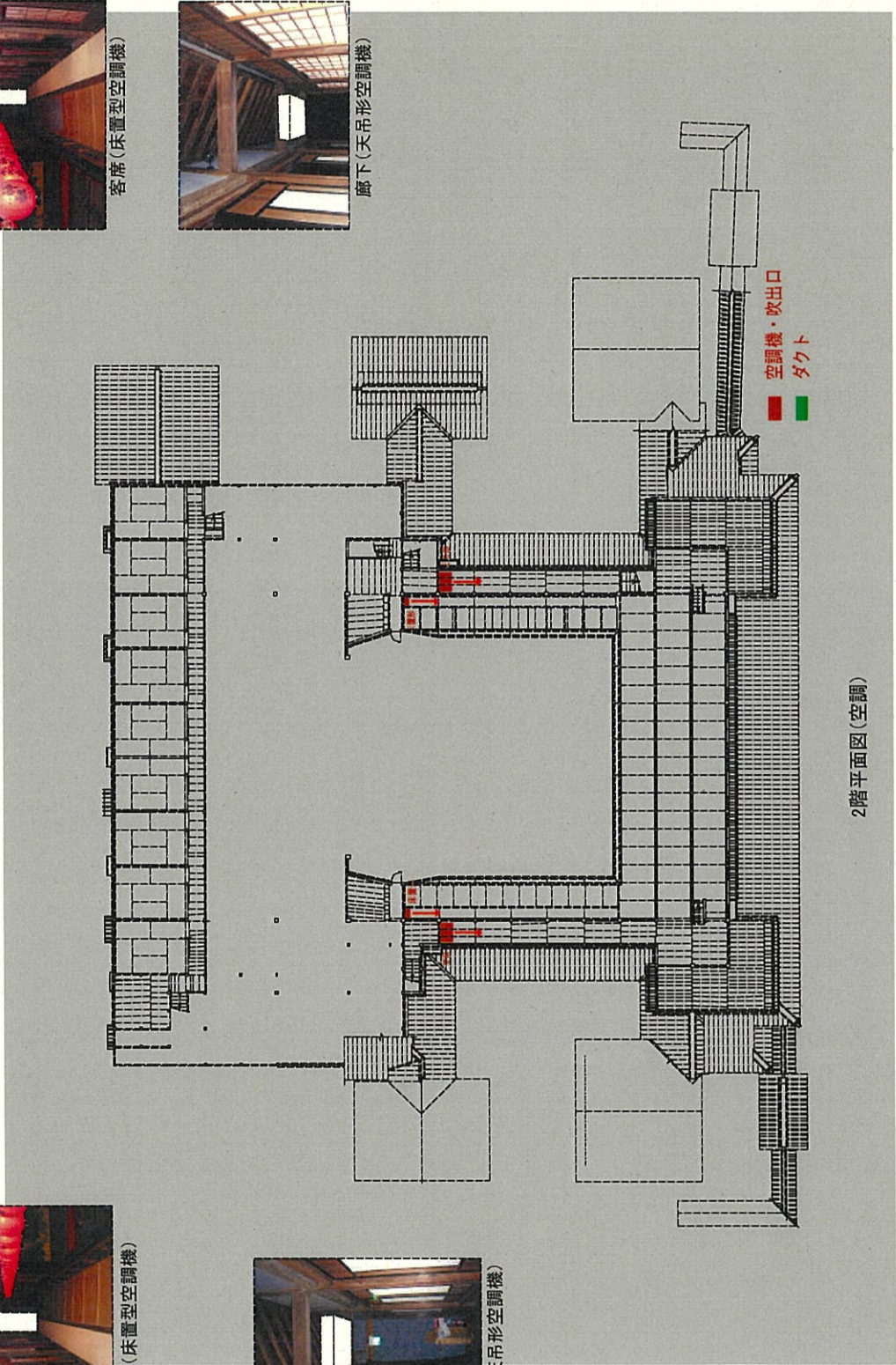
客席 (床置型空調機)



廊下 (天吊形空調機)

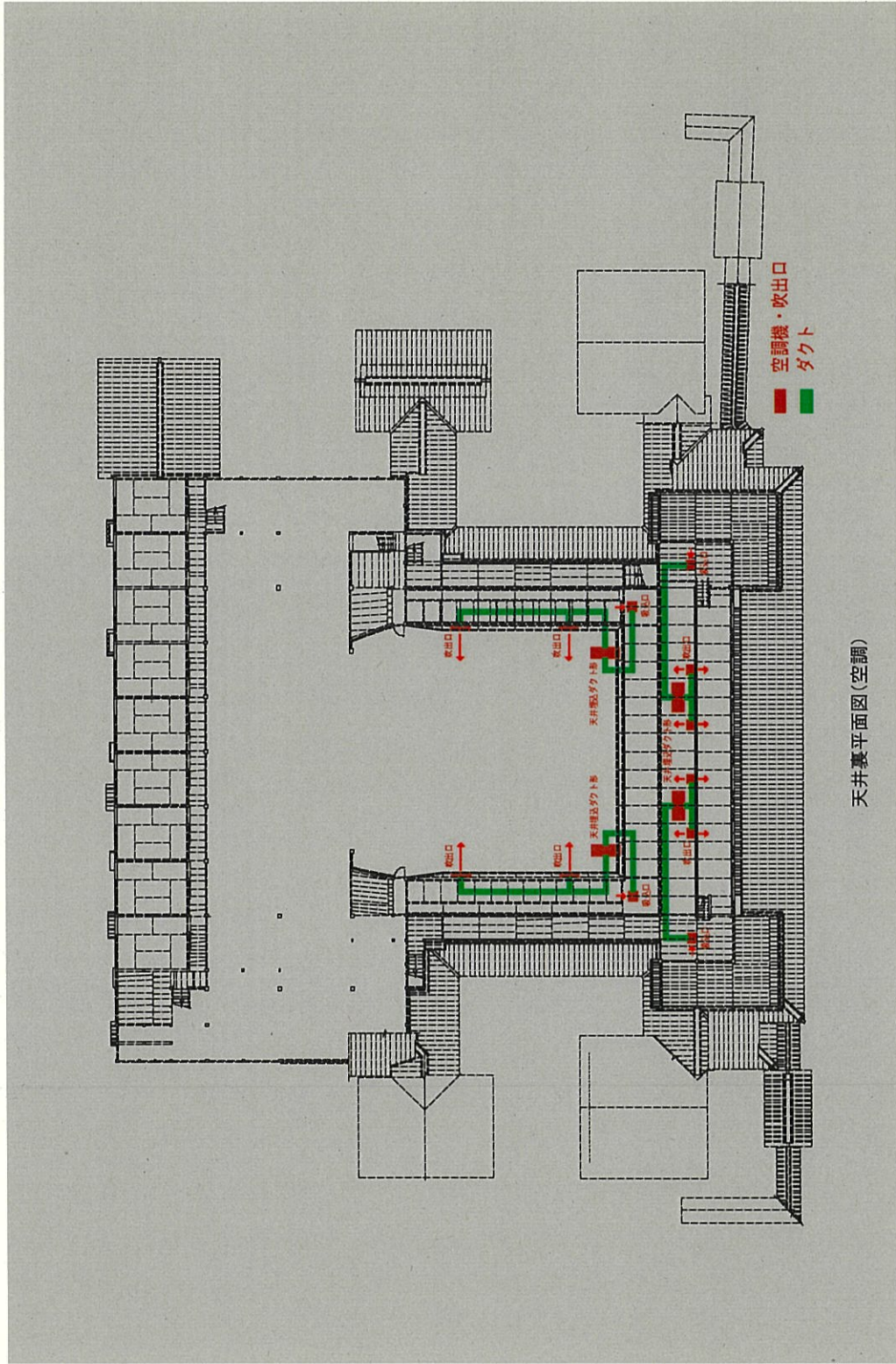


廊下 (天吊形空調機)



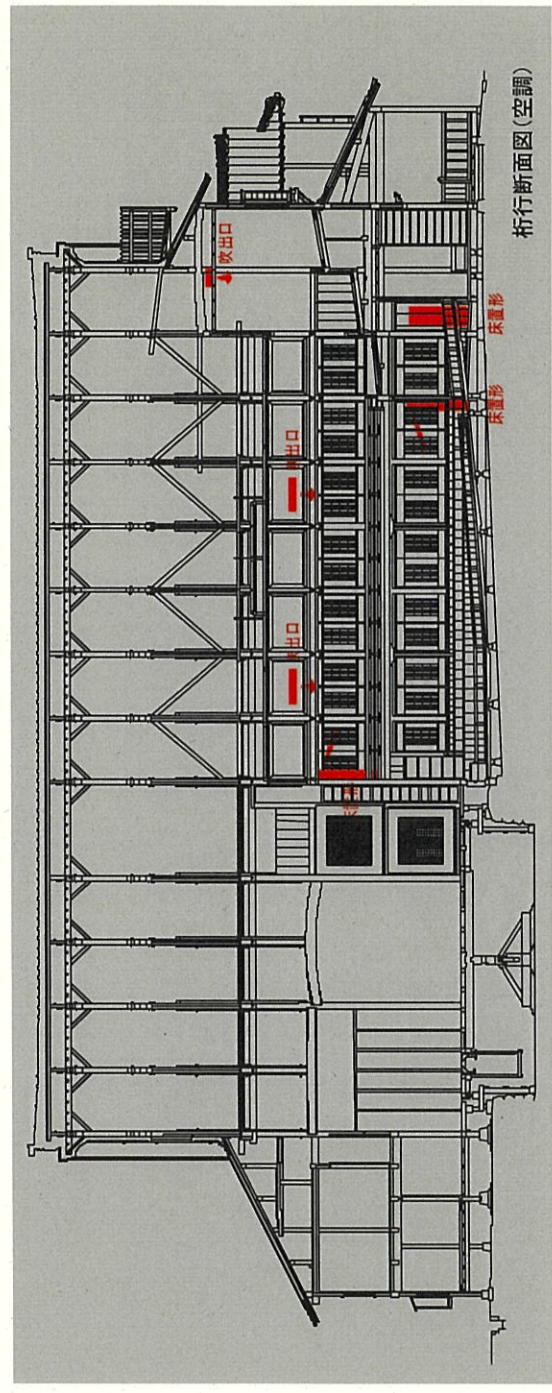
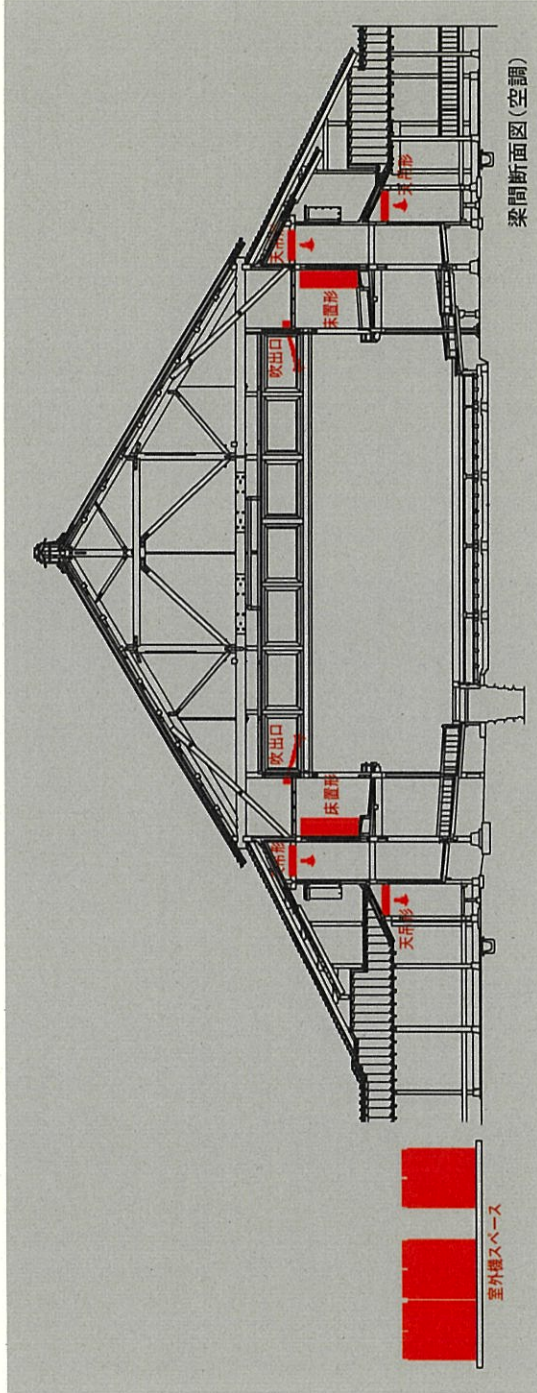
2階平面図(空調)

八千代座本体の空調設備



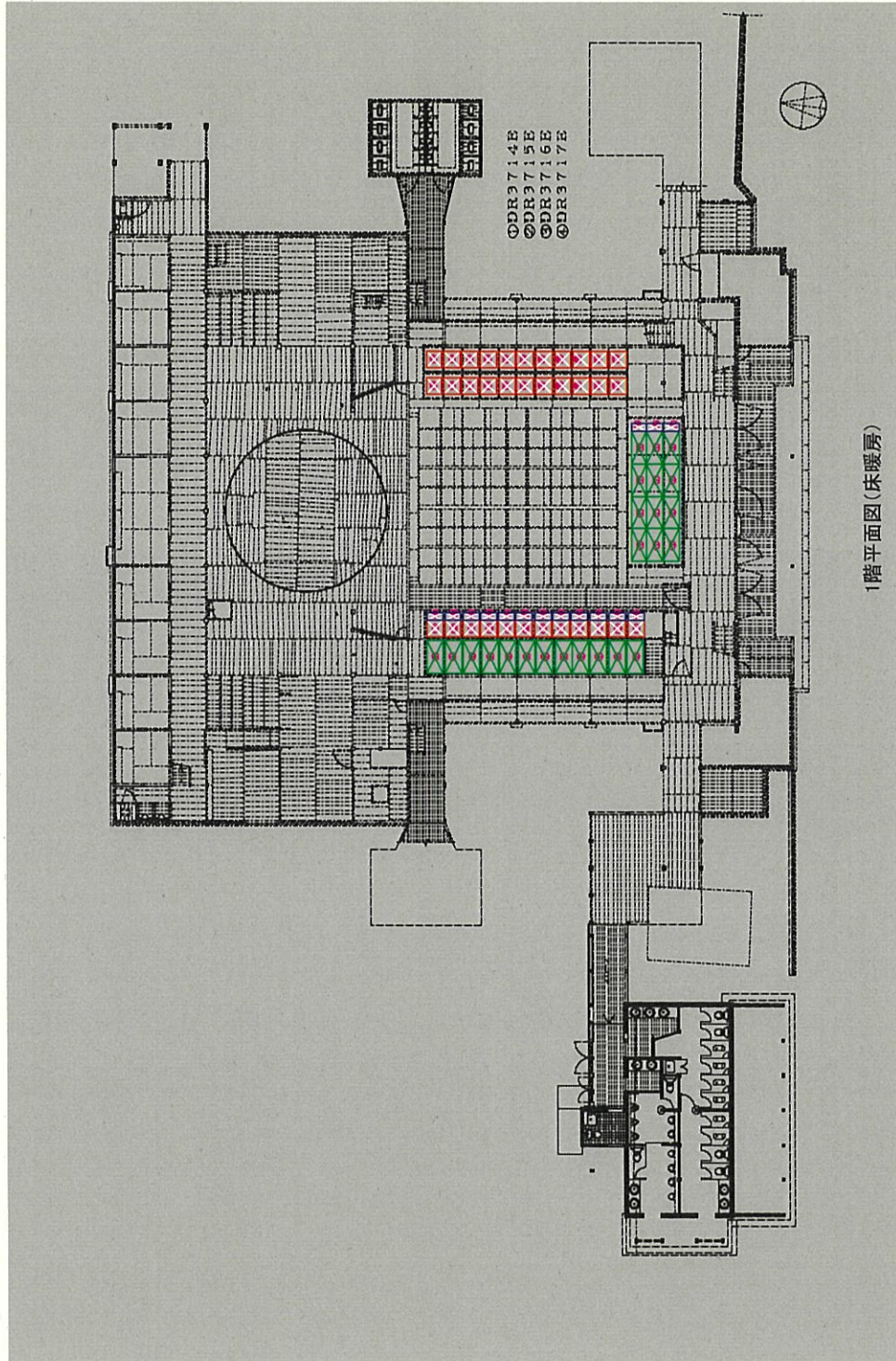
天井裏平面図(空調)

八千代座本体の空調設備

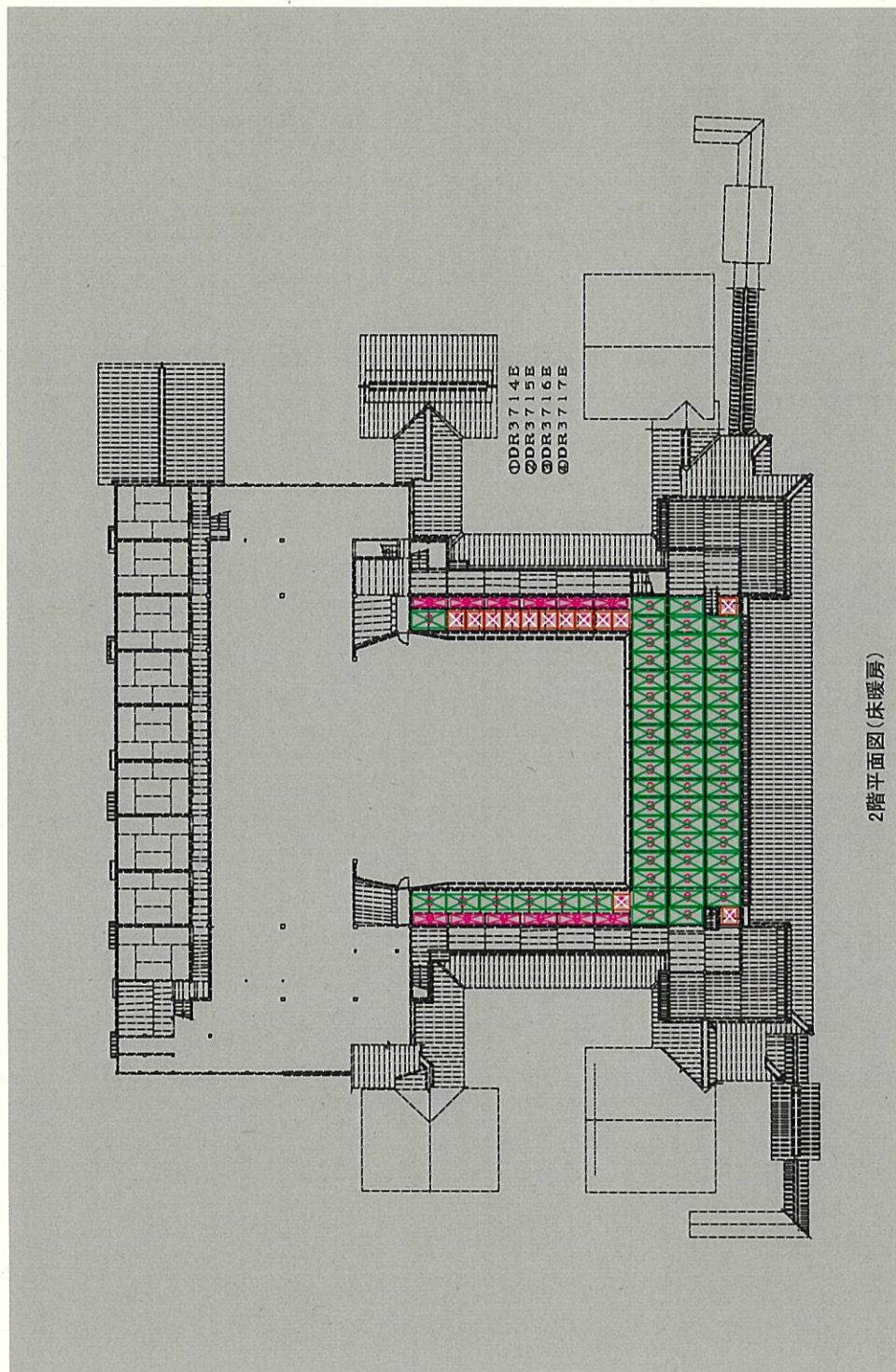


2007/4/26

八千代座本体の空調設備



八千代座本体の空調設備



2007/4/26

参考資料

〇山鹿市都市景観条例

- 平成17年1月15日 条例第192号
- 目次
- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 都市景観審議会(第8条)
- 第3章 都市景観形成基本計画(第10条)
- 第4章 都市景観形成地区(第11条～第21条)
- 第5章 特定施設届出地区(第17条～第21条)
- 第6章 大規模建築物等(第22条～第26条)
- 第7章 景観形成建築物(第26条～第30条)
- 第8章 景観形成建築物への住民参加(第31条～第36条)
- 第9章 景観形成建築物の住民参加(第31条～第36条)
- 第10章 景観形成建築物の住民参加(第31条～第36条)
- 第10章 総則(第39条)

総則 この条例は、山鹿市の都市景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的に推進することにより、緑豊かな自然環境と歴史に育まれてきた独自の生活文化を守るとともに、個性あふれるまちづくりを進め、市民が愛着と誇りをもつ郷土の創出に資することを目的とする。

定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 都市景観の形成 都市景観を保全し、修景し、又は創出することをいう。
- (2) 景観の保全 山鹿市の歴史と自然によつて育まれ、受け継がれてきた独自の景観を保持しつづけていくことをいう。
- (3) 景観の修景 山鹿市のまちづくりの母体としていくつうえで、阻害又は不足している景観を改善し、より調和のとれた景観を形成していくことをいう。
- (4) 景観の創出 山鹿市の生活文化を更に向上させる景観を新たに創り出していくことをいう。
- (5) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工造物(以下「建築物」という)をいう。
- (6) 広告物 屋外広告物法(昭和26年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれらに類する物件をいう。
- (7) 景観形成建築物 山鹿市にとって良好な都市景観を形成するうえで重要であり、歴史的かつ文化的に価値の高い建築物及びこれと一体をなす工造物(以下「景観形成建築物」という)をいう。
- (8) 景観形成地区 山鹿市の個性あふれる都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。
- (9) 市民の責務 市民は、自ら都市景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して積極的・自主的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。
- (10) 事業者は、市長が実施する都市景観の形成についての施策に協力しなければならない。

第1条 市長は、その事業活動を進めるに当たって、山鹿市の地域特性に配慮し、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

第2条 事業者は、市長が実施する都市景観の形成についての施策に協力しなければならない。

(先導的役割)
第6条 市長は、公共施設の整備を行うに当たっては、都市景観の形成に先導的役割を果たすものとする。
第7条 市長は、都市景観の形成に関する市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じるものとする。

(政策)
第8条 都市景観の形成に関する事項を調査及び審議するため、山鹿市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

第9条 この審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 市長は、都市景観の形成を総合的に推進するため、その基本となる都市景観形成基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

第11条 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第12条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第13条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第14条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第15条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第16条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第17条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第18条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第19条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第20条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第21条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第22条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第23条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第24条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第25条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第26条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第27条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第28条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第29条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第30条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第31条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第32条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第33条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第34条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第35条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第36条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第37条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

第38条 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

(地区景観形成基準)
第13条 市長は、地区景観形成計画に基づき、都市景観形成地区の都市景観の形成のための基準(以下「地区景観形成基準」という。)を定めるものとする。

第14条 市長は、地区景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築物の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項。
- (2) 広告物の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項。
- (3) 土物の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項。
- (4) 土物の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項。
- (5) 土物の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項。
- (6) 土物の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項。
- (7) 土物の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項。
- (8) その他市長が必要と認め、地区景観形成基準の決定、廃止及び変更について運用する。

第15条 市長は、地区景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、修繕、撤去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更
- (2) 広告物の設置又は外観の変更
- (3) 土地の造成その他土地の区画形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 木竹の移植
- (6) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (7) 屋外における自動販売機の設置
- (8) その他都市景観の形成に影響を及ぼす行為で市長が必要と認めるもの

第16条 市長は、地区景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 通常の管理行為、修繕行為その他の行為で規則に定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な緊急措置として行う行為
- (3) 都市計画法(昭和19年法律第100号)以下「法」という。第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
- (4) 国、地方公共団体及び現前して定める公的団体の行為
- (5) 都市景観形成地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手して行う行為

第17条 市長は、地区景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (2) 前項第5号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (3) 前項第6号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

第18条 市長は、地区景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (2) 前項第5号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (3) 前項第6号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

第19条 市長は、地区景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (2) 前項第5号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (3) 前項第6号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

第20条 市長は、地区景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (2) 前項第5号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (3) 前項第6号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

第21条 市長は、地区景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (2) 前項第5号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- (3) 前項第6号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

参考資料

2 市長は、都市景観形成地区における既存の建築物等その他規則で定めるものに基づき、都市景観の形成上必要であると認めるときは、その所有者(権利)に基づき、占有者又は管理業者等が、それらを含む、以下「占有者等」という。に対し、規則で定めることにより、当該地区の地区景観形成計画等に準じ、必要は措置を講ずることができ、
第5条 特定施設届出地区
第5条 (特定) 市長は、建築物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、都市景観の形成に必要であると認めるときは、その所有者(権利)に基づき、占有者又は管理業者等が、それらを含む、以下「占有者等」という。に対し、規則で定めることにより、当該地区の地区景観形成計画等に準じ、必要は措置を講ずることができ、
第5条 特定施設届出地区
第17条 市長は、建築物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、都市景観の形成に必要であると認めるときは、その所有者(権利)に基づき、占有者又は管理業者等が、それらを含む、以下「占有者等」という。に対し、規則で定めることにより、当該地区の地区景観形成計画等に準じ、必要は措置を講ずることができ、
第18条 この章において「特定施設」とは、風俗営業等の規制及び娯楽の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同法第3条第3号に規定する営業を行うための施設、危険物の取扱いに関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自ら取扱いするものを除く。)、広告塔及び広告塔その他特定施設届出地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。
第19条 (行為の届出) 特定施設及び同一敷地内にこれに附帯する施設(以下この章において「附帯施設」という。)でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に属するもの新築、増築、改装、移転、撤去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更(第14条の規定による届出に係る行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならぬ。
2 第14条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同項第5号中「都市景観形成地区」とあるのは、「特定施設届出地区」と読み替えるものとする。
第20条 市長は、次に掲げる事項について、特定施設届出地区の景観形成基準(以下「特定施設景観形成基準」という。)を定めるものとする。
(1) 特定施設及び附帯施設の位置に関する事項
(2) 特定施設及び附帯施設の外観に関する事項
(3) 特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項
(4) その他市長が必要と認め事項
2 第11条第4項及び第13条の規定は、特定施設景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。
第16条 市長は、第19条の規定による届出をした者並びに特定施設及び附帯施設の所有者等に対しては、規則で定める事項について準用する。この場合において、第16条第1項中「都市景観形成地区の地区景観形成計画等」とあるのは、「特定施設景観形成基準」と、同条第2項中「都市景観形成地区」とあるのは、「特定施設届出地区」と、「当該地区の地区景観形成計画等」とあるのは、「特定施設景観形成基準」と読み替えるものとする。
第6条 大規模建築物

2 前項の規定による行為の届出については、第14条第3項の規定を準用する。
第22条 市長は、基本計画に基づき、大規模建築物等に係る都市景観の形成のための指針(以下「大規模建築物等景観形成指針」という。)を定めるものとする。
2 市長は、大規模建築物等景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
3 第11条第4項及び第13条の規定は、大規模建築物等景観形成指針の決定、廃止及び変更について準用する。
第23条 都市景観形成地区以外の都市計画区域において、大規模建築物等の新築その他の行為を行おうとする者は、当該行為が大規模建築物等景観形成指針に適合するよう努めなければならない。
第25条 第16条の規定は、第22条の規定による届出をした者及び大規模建築物等の所有者(権利)に対する指導、助言又は要請を要する。この場合において、第11条第4項中「都市景観形成地区」とあるのは、「都市景観形成地区以外の都市計画区域」と、「建築物等その他規則で定めるもの」とあるのは「大規模建築物等景観形成指針」と読み替えるものとする。
第26条 市長は、審議会の意見を聴いて、景観形成建築物として保全すべきものを山鹿市景観形成建築物(以下「景観形成建築物」という。)として登録することができる。
2 市長は、景観形成建築物に登録しようとするときは、あらかじめ当該建築物の所有者の理解を得なければならぬ。
3 市長は、前項の登録をしたときは、当該景観形成建築物の所有者等がその旨を通知するものとする。
第27条 市長は、景観形成建築物の登録を抹消する場合について準用する。(指針形成建築物)
第28条 市長は、審議会の意見を聴いて、景観形成建築物のうち特に重要と認められるものを山鹿市指定景観形成建築物(以下「指定建築物」という。)として指定することができる。
2 市長は、指定建築物に指定しようとするときは、あらかじめ当該指定建築物の所有者等から同意を得なければならぬ。
3 市長は、前項の規定により指定建築物として指定したときは、当該指定建築物の所有者等がその旨を通知するものとする。
4 市長は、前項の規定により指定建築物を指定したときは、速やかにその旨を告示するものとする。
5 第1項及び前項の規定は、指定建築物の指定を解除する場合について準用するものとする。
第29条 市長は、前項において、市長は、その旨を当該指定建築物の所有者等に通知するものとする。
第28条 景観形成建築物及び指定建築物の所有者等は、当該建築物について次に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならぬ。ただし、登録の届出に着手していた行為については、この限りでない。
(1) 増築、改装、移転又は全部若しくは一部の撤去
(2) 外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更
(3) 前2号に掲げるもののほか、外観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為(所有者の変更)
第29条 景観形成建築物及び指定建築物の所有者等から権利の継承を受けた者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。

(指導、助言及び勧告)
第30条 市長は、第25条の規定による届出があった場合において、登録建築物及び指定建築物の保全のために必要であると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して、指導、助言又は勧告をすることができる。
第8条 都市景観形成への住民参加
(まちづくり協定の締結)
第31条 一定の区域にある土地又は建築物等の所有者等は、当該区域内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他都市景観の形成に因り必要な事項について、基本計画の趣旨に沿った市民相互のまちづくり協定を締結し、以下「まちづくり協定」という。(を締結すること)ができる。
まちづくり協定の締結申請等
第32条 前条の規定によりまちづくり協定を締結したものは、規則で定めるところにおいて、指導、助言又は勧告を受けることができる。
2 市長は、提出されたまちづくり協定の内容を審査し、都市景観の形成を図るものであると認められたときは、当該協定を認定することができる。
(まちづくり協定の変更等の届出)
第33条 前項の認定を受けたものは、当該協定において定められた事項を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならぬ。
(まちづくり協定の取消)
第34条 市長は、まちづくり協定の内容が基本計画の趣旨に適合しなくなつたとき、まちづくり協定を取り消すことができる。
(まちづくり協定の認定)
第35条 市長は、都市景観の形成を推進することを目的として組織され、規則で定める団体規程の要件を満たしている団体で、次の各号のいずれかに該当するものをまちづくり団体として認定することができる。
(1) その活動が、優れた都市景観の形成に有効と認められるものであること。
(2) その活動が、当該地区の多様な住民に支持されていると認められるものであること。
2 前項の認定を受けようとする団体は、その代表者が規則で定めるところにより市長に申請しなければならぬ。
(まちづくり団体の取消)
第36条 市長は、前条第1項の規定により認定したまちづくり団体が、同項各号の要件に該当しなくなつたと認めるとき、又はまちづくり団体として選定された団体と認めるときは、その認定を取り消すものとする。
第9条 表紙、助成等
(表紙)
第37条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、その設計者、施工者及び所有者等を表彰することができる。
2 市長は、前項に掲げる者のほか、優れた都市景観の形成に貢献している個人又は団体等を表彰することができる。
3 市長は、前2項の表彰を他の団体と共同して行うことができる。
(都市景観の形成に係る助成等)
第38条 市長は、登録建築物若しくは指定建築物の保全又は景観の修景のため必要であると認めるときは、その所有者等に対し、規則で定めるところにより技術的助成を行い、又は保全及び修景に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。
2 市長は、まちづくり団体の活動、まちづくり協定その他都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為に対し、規則で定めるところにより必要な技術的助成を行い、又はこれらに要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

参考資料

<p>第10章 雑則</p> <p>(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年1月15日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山鹿市都市景観条例(平成9年山鹿市条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>別記様式(第11条関係)</p> <p>意見書</p> <p>◆都市景観形成地区の名称</p> <p>◆意見及びその理由 (意見)</p> <p>(理由)</p> <p>山鹿市都市景観条例第11条第5項の規定により、上記のとおり意見書を提出します。</p> <p>年 月 日 (あて先)山鹿市長 住所： 氏名： 印</p>

重要文化財（建造物）八千代座保存活用計画
令和6年1月17日

編集・発行 山鹿市教育委員会 教育部 文化課
〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987-3
TEL 0968-43-1651